

減免規定の考え方（事務局試案）

1. 減免適用基準の客観性確保について

前回まで議論において、減免規定については明確な基準が必要との意見があったところ、現状は曖昧な規定もあることから、次のように客観性を確保する。

(1) 登録制度などによる認定

申請窓口で恣意性が働かないようにするため、登録制度などにより認定された団体のみに適用する。認定証を提示することなどにより確認し、申請窓口での個別対応は行わない。

(2) 個人にかかる要件

一定年齢以上の高齢者であること、障害者手帳の交付を受けた者といった個人単位の要件は、個人での使用が前提の料金に限って適用する（入浴料、入場料、など）。

(3) 減免適用の公表

上記の個人単位での減免を除き、減免を適用することはその活動を推奨するためのものであることから、登録制度などの適用基準及び適用団体を公表するものとする。

2. 減免を適用する場合の減免率について

減免を適用する場合、前段で求める公共施設ごとの公費負担割合（受益者負担割合）のバランスを無意味にしてしまう全額免除は基本的に採用せず、5割減額までに留めることを原則とする。

ただし、次の場合は、全額公費負担として全額免除できるものとする。

(1) ボランティア活動

ボランティア団体の活動はその社会貢献性に鑑み、その活動を推奨する観点からも、全額公費負担として全額免除できるものとする。この場合においても、社会福祉協議会のボランティア登録制度に登録されている団体のみとし、客観性を確保する。

(2) 当該施設を拠点に活動する行政との相互協力団体

利用者の私的な互助的活動を目的とした団体ではなく、当該施設設置目的に行政と相互協力して活動することを掲げている団体は全額免除できるものとする。この場合においても、相互協力団体を明確に規定し、客観性を確保する。